

申請がお済みでない世帯へ

被災者生活再建支援金 (加算支援金)のご案内

被災者生活再建支援金について

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（**全壊、大規模半壊、半壊解体世帯、敷地被害により解体した世帯**）の生活再建を支援するため支給されます。

加算支援金について

基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)を受給した世帯へ住宅の再建方法に応じて支給されます。**新築や補修を予定している世帯のうち、工事請負業者と契約が完了している場合は、着工前であっても工事請負契約書を提出することで申請および支給が可能です。**

支給金額

再建方法	建設 ・購入	補修	賃貸 (公営住宅を除く)
複数世帯 (2人以上)※	200万円	100万円	50万円
単身世帯 (1人)※	150万円	75万円	37.5万円

※り災証明書に記載されている人数

申請に必要な書類等

- ・契約書の写し
…新築・補修・賃貸など再建方法に応じたもの
 - ・預金通帳の写し
…被災当時の世帯主名義のもの
 - ・本人確認ができる書類
…窓口に来る人の免許証、保険証など
- ※申請内容により、別途書類が必要な場合があります。

申請期限

平成 31 年 5 月 13 日まで

※申請期限については、公共工事の影響など、やむを得ない事情により、期限内の手続きが困難な世帯があるため、熊本県へ延長を要望しています。

申請場所・回

生活再建支援課生活再建支援係 ☎ 289 - 1400
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

注意事項

- ・仮住まいのため小屋等を補修した費用は対象となりません。
- ・「補修」で申請した後に「建設・購入」への変更はできません。
- ・加算支援金申請後は災害公営住宅へ入居できません。
- ・単身世帯の人が支給を受ける前(申請後含む)に亡くなられた場合は、支給されません。

福田町民グラウンドの貸し出しを再開します

熊本地震により被災した福田町民グラウンドの復旧工事が終了しましたので、貸し出しを再開します。スポーツや健康づくりの場としてご利用ください。なお、利用するには申請が必要です。



- 利用開始日** 7月1日(日)
申請受付 町内団体: 7月1日(日)～
町外団体: 7月8日(日)～
受付時間 午前9時～午後5時30分
申請場所 交流情報センター まちづくり活動支援センター(熊本YMCA)

※町内団体は、利用日の2か月前、町外団体は利用日の1か月前から申請できます。

※電話での申請はできません。
※町のホームページからも申請できますが、初めて利用する人は、利用者登録が必要です。また、ホームページからの申請は仮申請となりますので、まちづくり活動支援センターでの本申請が必要です。

☎交流情報センター まちづくり活動支援センター(熊本YMCA) ☎287-1611
生涯学習課スポーツ振興係 ☎287-4330